

一般事業主行動計画

策 定 日 令和 5 年 3 月 1 日

東海緑化株式会社

取締役社長 小山 了

名古屋市港区新船町 1 - 1

従業員が仕事と家庭を両立しながら、働ける環境をつくることにより、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの 3 年間

2. 内 容

(目 標) 令和 8 年 3 月までにノー残業デーを設定、実施する。

(対 策) 令和 5 年 5 月 作業現場へ現在の曜日別残業時間について調査する。
令和 5 年 6 月 調査結果を基にノー残業デーを設定
令和 8 年 3 月 取得状況の確認

(目 標) 年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり平均 1 2 日以上（有給取得義務 5 日を含む）とする。ただし、有給取得可能日数が 1 2 日未満の社員は 1 0 日。

(対 策) 令和 5 年 5 月 年次有給休暇の取得状況を把握する。
令和 5 年 6 月 各部署に於いて取得計画を立て、実施。
令和 8 年 3 月 有給取得状況の確認